

## 「中国における越境 EC 税制改正の実務ポイント」

中国では今年 4 月 8 日から越境電子商取引 (=「越境 EC」) をめぐる新しい税制度が施行され、従来は行郵税の課税取引として扱われることの多かった B to C (企業対個人) による越境 EC に対し、軽減措置を設けながらも関税、増値税、消費税が課税されることになりました。本セミナーでは、行郵税と越境 EC 税制との相違点、中国の消費者の税負担の増減及びその購買意欲への影響と越境 EC に関わる日本企業の今後の対応策について解説致します。

開催日：2016 年 9 月 16 日 (金) 13:00 ~ 16:00 会場：中央区立産業会館

講師：馬場久佳氏 キャストコンサルティング(株) コンサルタント (公認会計士合格者)

受講料：1 名 29,000 円 (消費税、資料代含む) 1 社 2 名以上 1 名 26,000 円に割引

13:00

### 1. 越境 EC 税制の概要

- ・ 輸入取引をめぐる状況の変化
- ・ 越境 EC 税制の導入
- ・ 「直郵モデル」と「保税モデル」  
～それぞれの輸入関税等の理解

### 2. 行郵税の概要

- ・ 越境 EC 税制施行前の行郵税
- ・ 越境 EC 税制施行後の行郵税

### 3. 越境 EC 税制改正の実務ポイント

- ・ 購入制限値の設定 (一回当たり及び年間累計)
- ・ 軽減措置を踏まえた関税／輸入段階増値税／消費税の正しい計算方法
- ・ 輸入商品リストの公布

休憩

### \* 関税、増値税、消費税の実質的な税負担は？

### 4. 越境 EC 税制がもたらす中国の消費者への影響

- ・ 中国の消費者目線での税負担の変化
- ・ 越境 EC 税制の今後の課題

### その他

\* 質疑・応答／個別相談(講座終了後も対応可能)

16:00

申込先：マネジメント・トレーニング・センター

TEL：048-948-8630

〒340-0034 草加市氷川町 2 1 2 3 - 4

FAX：048-948-8650

E-mail：kawanabe@bh.mbn.or.jp

お申込みは E メール、FAX または電話にて①会社名②住所、電話番号③部課・役職名④氏名をご連絡下さい。折り返し受講票(会場地図含)及び請求書を送付致します。尚、ご参加者の上記情報は当センターからのセミナー等のご案内の送付に利用する場合がございますので、ご了承の程お願い申し上げます。